

相模原市 環境アセスメント 太陽光発電事業を追加

環境影響評価法の対象事業に太陽光発電事業
(出力40,000kW以上)が追加されることに伴い、
法対象とならない規模の太陽光発電事業について、
相模原市環境影響評価条例の対象事業に追加しました。

施行日 **令和2年4月1日(水)** ※改正法施行令と同日施行

対象事業

「電気工作物の建設」の事業のうち、太陽光を電気に変換するもの

	実施される地域	規模
A地域	◇国定公園 ◇県立自然公園 ◇自然環境保全地域 ◇近郊緑地保全区域 ◇特別緑地保全地区	出力 400kW以上
B地域	A地域を除く次の地域 ◇非線引き都市計画区域のうち、 用途地域の指定のない地域 ◇都市計画区域外の地域	出力 6,000kW以上
C地域	A地域及びB地域を除く地域	出力 8,000kW以上

経過措置

施行日の前日(令和2年3月31日)までに次の申請等がされた事業については、対象外です。

- 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請
- 電気事業法第47条第1項の規定に基づく認可申請
- 電気事業法第48条第1項の規定に基づく届出



相模原市 さがみはら

お問
合せ先

相模原市 環境経済局 環境共生部
環境政策課 環境政策班
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
☎042-769-8240